

「放置違反金未納自動車車検拒否制度」説明会開催のご案内

一昨年「道路交通法」が改正され、「放置違反金未納自動車である場合、車検証の返付を受けることができない。」とする制度が平成18年6月1日から実施される事に備えて、警視庁担当官にお出でいただき、東整振会員の皆様に対して下記の日程で説明会を開催いたします。ご多用のことは存じますが、是非ともご参加下さい。

会場番号	定員	日時	場所
1	130名	2月21日(火) 説明会18:00~ 20:00	(社)東京都自動車整備振興会 東京都渋谷区本町4-16-4 交通:都営大江戸線西新宿5丁目駅下車 徒歩 駐車場:なし
2	150名	2月22日(水) 説明会18:00~ 20:00	(社)東京都自動車整備振興会 多摩支所 東京都国立市北3-29-8 交通:立川駅北口下車 バス12番乗場 北町行き・北町経由国立南口行き 多摩車検場前下車 駐車場:なし

会場1は、定員になりましたので、受付を終了させていただきます

1. 説明内容
 - (1) 放置違反金未納自動車車検拒否制度について
 - (2) 事業者登録について
2. 申し込み方法: 下記受講申込書をFAXして下さい。
3. 受講料: 無料
4. お問い合わせ: 振興会事業課 03-5365-2312

「放置違反金未納自動車車検拒否制度」説明会参加申込書

※東整振会員事業場に限る

会場番号 (○をして下さい)	1	2
支部	認証番号 1-	指定番号 1-
事業場の名称	TEL () FAX ()	
事業場の所在地		
受講者数	人	
質問事項 ※当日質問がある場合は、 質問内容をお書き下さい。		

FAX 03-5365-9224